4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器を２⑵のように設定し、陸上移動局送信帯域を掃引して漏えい電力の振幅の最大値を探索する。最大値が次の値以下であれば、その値に次の換算値を加算した値を測定値とする。

チャネル間隔	最　大　値	換　算　値
５MHz	−55.0dBm／MHz	6.53dB
10MHz	−58.0dBm／MHz	9.54dB
15MHz	−59.8dBm／MHz	11.30dB
20MHz	−61.0dBm／MHz	12.55dB

⑵　⑴において、許容値を超えた場合は、スペクトル分析器を２⑶のように設定し、２⑶イの掃引周波数幅当たりの電力値を、次のように求める。

ア　掃引が終了したとき、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

イ　全データについて、dBm値を電力次元の真数に変換する。

ウ　イで変換された電力次元の真数データを、全データ点数について加算する。それをその区間のデータ点数で除し平均電力を求める。これを測定分解能帯域幅で除して平均電力密度（W／Hz）を求め、これに２⑶イの掃引周波数幅を乗じる。

5　試験結果の記載方法

結果は、規定の帯域幅当たりの電力をdBm／規定の帯域幅単位で記載する。

6　その他の条件

⑴　バースト状に送信されている場合には、バーストオフの時の状態を測定することができる。

⑵　複数の空中線端子を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しない場合は、同時に電波を発射する空中線端子のみを測定すること。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合又は空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合は、省略してはならない。

⑶　４⑴及び４⑵によらず、搬送波を送信しないときの漏えい電力が占有周波数帯域幅内の漏えい電力の最大レベルに対し、他の送信帯域内の最大レベルが20dB以上低い場合、又は許容値から20dB以上低い場合であって、かつ、分解能帯域幅を占有周波数帯域幅の許容値以上に設定できるスペクトル分析器を用いる場合には、２⑷のように設定し、搬送波オンのレベルと搬送波オフ時間において最大となるレベルの比を空中線電力に乗じて搬送波を送信していないときの電力を求めることができる。

十　副次的に発する電波等の限度

1　測定系統図

